

[事案 2020-42] 損害賠償請求

・令和3年4月12日 和解成立

<事案の概要>

担当者から一時金の受取方法について十分な案内がなかったことを理由に、積立金と既払込保険料の差額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年2月に契約し、平成31年2月に満期を迎えた外貨建個人年金保険（豪ドル建）について、以下等の理由により、積立金と既払込保険料の差額を損害賠償してほしい。

- (1)平成30年12月に、担当者が、現時点では積立金の引出しを行うと利益が出ていると発言していたものの、為替レートや満期金額が記載されている必要書面を交付しなかったため、積立金受取方法についての判断を妨害された。
- (2)担当者が、積立金受取方法についての資料を渡さなかったことは、保険業法第300条に抵触する。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)担当者は、積立金の引出しを行うと利益が出ていると発言し、後日、「据置期間満了のご案内」を申立人に渡して、積立金の引出し手続きを行っている。
- (2)担当者の満期手続き時の対応は、保険業法300条に抵触しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、積立金引出し時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者が必要書面を交付しなかったため、申立人が積立金受取方法についての判断を妨害されたとは認められず、担当者の行為が保険業法第300条に抵触するとも認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)担当者が、現時点では積立金の引出しを行うと利益が出ていると発言した際に、積立金受取方法についての資料を申立人に交付しなかったことは保険会社も認めている。
- (2)後日、募集人は、満期金受取方法についての資料を渡したその場で申立人に満期金の受取方法を決断させ、申出書を受領しているが、このような事情のもとでは、申立人は、満期金の受取方法について十分な検討の期間を与えられていたとは言えない。